

ダウンロード

○神奈川県県有財産規則（昭和59年3月31日規則第40号）

神奈川県 県有財産規則

昭和59年3月31日  
規則第40号

改正	昭和60年3月30日規則第32号	昭和60年10月31日規則第81号
	昭和61年3月31日規則第44号	昭和62年3月24日規則第20号
	昭和62年3月31日規則第43号	平成元年9月29日規則第97号
	平成2年3月31日規則第23号	平成3年3月30日規則第19号
	平成3年5月31日規則第40号	平成3年7月30日規則第53号
	平成3年10月8日規則第65号	平成4年3月31日規則第24号
	平成4年7月31日規則第43号	平成5年3月26日規則第23号
	平成5年3月30日規則第34号	平成5年9月28日規則第81号
	平成6年3月31日規則第73号	平成6年10月17日規則第170号
	平成7年3月31日規則第50号	平成7年3月31日規則第58号
	平成7年5月30日規則第67号	平成7年9月29日規則第103号
	平成8年3月29日規則第72号	平成9年3月31日規則第32号
	平成9年12月26日規則第109号	平成10年3月31日規則第37号
	平成10年11月2日規則第87号	平成11年3月19日規則第12号
	平成11年3月31日規則第28号	平成11年5月31日規則第68号
	平成11年12月28日規則第93号	平成12年3月31日規則第22号
	平成13年3月30日規則第30号	平成14年3月29日規則第49号
	平成14年10月1日規則第86号	平成15年3月28日規則第43号
	平成15年5月30日規則第99号	平成16年3月30日規則第31号
	平成17年1月21日規則第1号	平成17年3月1日規則第14号
	平成17年3月29日規則第116号	平成18年3月17日規則第16号
	平成18年3月31日規則第32号	平成18年5月9日規則第81号
	平成19年3月30日規則第68号	平成19年5月29日規則第78号
	平成20年3月31日規則第18号	平成20年7月25日規則第73号
	平成21年3月31日規則第16号	平成22年3月30日規則第18号
	平成22年11月26日規則第110号	平成23年3月29日規則第17号
	平成23年9月6日規則第63号	平成24年3月30日規則第38号
	平成24年5月25日規則第68号	平成25年3月29日規則第48号
	平成26年3月28日規則第50号	平成27年3月31日規則第54号
	平成28年3月29日規則第37号	平成29年3月31日規則第37号
	平成30年3月30日規則第34号	令和元年5月31日規則第8号
	令和元年6月25日規則第15号	令和元年6月28日規則第20号
	令和2年3月31日規則第32号	令和2年10月20日規則第79号
	令和2年12月25日規則第103号	令和3年3月26日規則第23号
	令和3年3月30日規則第31号	令和3年9月28日規則第80号
	令和3年10月19日規則第81号	令和4年3月29日規則第33号
	令和5年3月31日規則第31号	

神奈川県 県有財産規則をここに公布する。

神奈川県 県有財産規則

目次

第1章 総則（第1条～第11条）

第2章 県有財産の取得（第12条～第16条）

### 第3章 県有財産の管理

#### 第1節 通則（第17条～第24条）

#### 第2節 行政財産の使用許可（第25条～第28条）

#### 第3節 普通財産の貸付け（第29条～第37条）

### 第4章 県有財産の処分（第38条～第43条）

### 第5章 県有財産の評価（第44条・第45条）

### 第6章 県有財産台帳（第46条～第49条）

### 第7章 報告（第50条～第52条）

### 第8章 雑則（第53条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 県有財産の取得、管理及び処分に関する事務の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

##### （用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 県有財産 神奈川県に属する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第1項に規定する公有財産をいう。
- （2） 財産の分類 県有財産に係る行政財産と普通財産の区分をいう。
- （3） 管理換え 財産の分類を変更することなく、財産管理者が管理する 県有財産を他の財産管理者の管理に移すことをいう。
- （4） 用途廃止 財産の分類を行政財産から普通財産に変更することをいう。
- （5） 用途変更 行政財産について、財産の分類を変更することなく当該財産の用途を変更することをいう。
- （6） 公用使用 財産の分類を普通財産から行政財産に変更することをいう。
- （7） 局 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）に規定する局及び会計局をいう。
- （8） 局長 前号の局の長をいう。
- （9） 部 神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号。以下「行政組織規則」という。）第2条第1号に規定する室（同号に規定する課の下に設けられた室を除く。以下同じ。）及び部（国際文化観光局国際課、国際文化観光局文化課及び国際文化観光局観光課にあつては国際文化観光局、スポーツ局スポーツ課にあつてはスポーツ局、健康医療局県立病院課にあつては健康医療局）並びに会計局をいう。
- （10） 部長 前号の部の長をいう。
- （11） 課 行政組織規則第2条第1号に規定する室及び課をいう。
- （12） 課長 前号の課の長をいう。
- （13） 出先機関 行政組織規則第2条第3号に規定する出先機関並びに神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）別表第1に掲げる試験場、地区事務所、秦野センター、三崎センター、足柄上センター、大和センター、支所、東部センター、治水センター及び小田原土木センターをいう。
- （14） 出先機関の長 前号の出先機関の長をいう。
- （15） 財産主管課長 出先機関の長が使用し、又は管理する 県有財産に関する業務を主管する課長をいう。
- （16） 財産管理者 第17条第1項及び第2項の規定により 県有財産の管理に関する事務を分掌する課又は出先機関の長をいう。  
一部改正〔昭和60年規則32号・平成3年40号・5年34号・7年50号・67号・10年37号・11年28号・12年22号・17年116号・18年32号・19年68号・22年18号・23年17号・24年38号・25年48号・26年50号・27年54号・28年37号・29年37号・30年34号・令和元年8号・3年31号・81号・4年33号・5年31号〕

##### （県有財産事務の総括）

第3条 総務局長は、県有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、県有財産に関する事務を

総括するものとする。

- 局長は、その所管する事務又は事業に係る県有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、各局内の県有財産に関する事務を総括する。

一部改正〔平成22年規則18号〕

(財産経営部長の調整等)

第4条 総務局財産経営部長（以下「財産経営部長」という。）は、財産管理者又は財産主管課長に対し、県有財産に関する事務の執行状況及び県有財産の現況について、報告を求め、又は総務局財産経営部財産経営課（以下「財産経営課」という。）の職員を派遣して実地調査することができる。

- 財産経営部長は、県有財産の効率的な運用及び管理の適正を図るため必要があると認めるときは、財産管理者又は財産主管課長に対し、必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成11年規則68号・22年18号・25年48号・令和元年20号・4年33号〕

(年次計画書の提出)

第5条 部長は、その所管する事務又は事業に係る県有財産の取得、管理及び処分に関する毎年度の年次計画書（第1号様式から第3号様式まで）を作成し、前年度の財産経営部長が別に定める日（第12条第1項第1号及び第2号に規定する財産（財産経営部長が別に定めるものを除く。）にあつては、1月31日）までに財産経営部長に提出しなければならない。

- 部長は、前項の規定による年次計画書を提出した後において、その年次計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに年次計画書の内容の変更に関する書類を作成し、財産経営部長に提出しなければならない。
- 財産経営部長は、前2項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認めるときは当該書類の内容の変更について関係部長に必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成2年規則23号・11年68号・20年18号・22年18号・23年17号・25年48号〕

(協議事項の指定)

第6条 法第238条の2第2項の規定により、知事が指定する事項は、行政財産である土地の貸付け（自動販売機の設置に係る土地の貸付けを除く。）及びこれに対する地上権の設定とする。

一部改正〔平成27年規則54号〕

(県有財産の分類の決定)

第7条 財産の分類の決定は、原始取得の場合にあつては当該財産を最初に管理することとなる者が、承継取得の場合にあつては当該財産の取得に関する権限を有する者が、財産経営部長が別に定めるところにより行うものとする。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号〕

(委任事務)

第8条 県有財産に関する事務のうち、別表第1に定める事務（議会の議決を要するものを除く。）を出先機関の長に委任する。

(専決事務)

第9条 総務局長は、次に掲げる県有財産に関する事務（議会の議決を要するものを除く。）を専決するものとする。

- 総務局長が定める土地及び建物の取得方針に関すること。
  - 総務局長が定める普通財産を交換し、無償譲渡し、及び減額譲渡する場合の方針に関すること。
- 財産経営部長は、次に掲げる県有財産に関する事務（議会の議決を要するもの並びに前条及び次項に定めるものを除く。）を専決するものとする。
    - 県有財産の寄付受入等（寄付受入れ、無償譲受け、その他法第232条の3に規定する支出負担行為（以下「支出負担行為」という。）を伴わない取得をいう。以下同じ。）に関すること。
    - 局相互間における管理換えに関すること。
    - 用途廃止に関すること。
    - 局相互間における公用使用に関すること。
    - 新規の法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）及び貸付けに関すること。

- (6) 地上権その他の用益物権の設定に関すること。
- (7) 土地及び建物の譲渡及び交換に関すること。
- (8) 支出負担行為を伴わない建物の除却に関すること。
- (9) 支出負担行為を伴わない**県有財産**（法第238条第1項第2号、第4号、第6号及び第7号に規定するものに限る。）の処分に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前条並びに前項及び次項に掲げる事務以外の事務に関すること。

3 部長、課長（行政組織規則第2条第1号に規定する室において神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号）第4条第1項に規定する管理担当課長又は担当課長（**県有財産**に関する事務を担当する担当課長に限る。）が置かれているときは、当該管理担当課長又は担当課長）及び出先機関の長は、別表第2及び別表第3に掲げる**県有財産**に関する事務（前条に定めるもの及び議会の議決を要するものを除く。）を専決するものとする。

一部改正〔平成9年規則32号・17年116号・19年68号・22年18号・25年48号・26年50号・27年54号・28年37号・29年37号・令和4年33号〕

（委任事務の専決）

第10条 地域県政総合センターの所長は、第8条の規定により委任された事務のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区（以下「歴史的風土保存区域等」という。）、財産経営部長が定める水源の森林づくりの推進を図るべき森林（以下「水源林」という。）（財産経営部長が定める分収林契約上の地位を承継した森林であつて環境保全の推進を図るべきもの（以下「環境保全分収林」という。）を除く。以下この条において同じ。）、財産経営部長が定める水源のかん養機能が特に優良な森林（以下「優良林」という。）並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業の用に供する財産（以下「土地改良財産」という。）以外の**県有財産**に関する事務にあつては当該地域県政総合センターの副所長（所長の職務を代理するものに限る。）に、歴史的風土保存区域等に関する事務にあつては当該地域県政総合センターの環境部長に、水源林及び優良林に関する事務にあつては当該地域県政総合センターの森林部長（湘南地域県政総合センターにあつては、農政部長）に、土地改良財産に関する事務にあつては当該地域県政総合センターの農政部長に専決させるものとする。

一部改正〔平成9年規則32号・11年68号・16年31号・17年1号・116号・19年68号・78号・20年18号・22年18号・24年38号・25年48号・令和3年31号・4年33号〕

（回議）

第11条 **県有財産**の事務取扱いに関する要綱、要領、基準等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総務局財産経営部財産経営課長（以下「財産経営課長」という。）に回議しなければならない。

一部改正〔平成11年規則68号・20年18号・22年18号・25年48号〕

## 第2章 **県有財産**の取得

（取得事務の分掌）

第12条 **県有財産**の取得に関する事務は、財産経営課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる事務にあつては、当該各号に掲げる**県有財産**を事務若しくは事業の用に使用し、又は管理する課又は出先機関が分掌する。

- (1) 環境農政局の所管に属する自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園（以下「自然公園」という。）、歴史的風土保存区域等、かながわトラストみどり基金条例（昭和61年神奈川県条例第4号）第6条に規定する樹林地等のうち歴史的風土保存区域等を除いたもの（以下「トラスト緑地等」という。）、県有林、県行造林、水源林、優良林、財産経営部長が定める分収林契約上の地位を承継した森林（以下「承継分収林」という。）、土地改良財産及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設（以下「漁港用財産」という。）（以下「環境農政事業用財産」という。）並びに取得しようとする環境農政事業用財産の代替の用に供するために必要とする財産（以下「環境農政事業用代替財産」という。）の取得に関する事務

- (2) 県土整備局の所管に属する都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下「都市公園」という。）、道路法（昭和27年法律第180号。以下「道路法」という。）第2条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設（以下「港湾施設」という。）、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅その他の公共用財産（以下「県土整備事業用財産」という。）及び取得しようとする県土整備事業用財産の代替の用に供するために必要とする財産（以下「県土整備事業用代替財産」という。）並びに道路法第92条第1項に規定する不用物件（以下「廃道敷地」という。）及び河川法（昭和39年法律第167号）第91条第1項に規定する廃川敷地等（以下「廃川敷地」という。）の取得に関する事務
  - (3) 法第238条第1項第2号から第7号までに規定する財産の取得に関する事務
  - (4) 工作物及び立木の取得に関する事務（土地又は建物の取得を伴わないものに限る。）
  - (5) 収用、換地処分及び公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第24条の規定による土地の取得に関する事務
  - (6) 収用及び新築、増築等の工事（以下「新営工事」という。）による建物の取得に関する事務
- 2 前項の規定にかかわらず、財産経営部長が特に必要と認める財産の取得に関する事務については、財産経営部長が別に指定する課又は出先機関が分掌する。

一部改正〔昭和60年規則32号・61年44号・平成2年23号・3年53号・4年24号・9年32号・11年68号・13年30号・14年49号・16年31号・19年68号・22年18号・23年17号・25年48号・27年54号・令和2年32号〕

（取得前の措置）

第13条 **県有財産**を取得しようとする場合において、当該財産に抵当権、地上権、賃借権その他の権利が設定されているときは、あらかじめこれを消滅させた後でなければ当該財産を取得してはならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（登記又は登録）

第14条 登記又は登録を必要とする**県有財産**を取得したときは、速やかにその手続をしなければならない。

（代金の支払時期）

第15条 登記又は登録を要する**県有財産**を取得したときは登記又は登録が完了した後、その他の**県有財産**を取得したときは引渡しを受けた後でなければ購入代金又は交換差金を支払うことができない。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

（取得財産の引継ぎ）

第16条 課長又は出先機関の長は、引継ぎを必要とする**県有財産**を取得したときは、直ちに引継ぎに関する調書を作成し、必要書類を添えて当該財産の財産管理者となるべき者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、当該財産に係る第50条の規定による財産経営課長への報告の事務は、財産管理者となるべき者が行うものとする。

3 当該財産を取得した日の属する年度内において、第1項に規定する引継ぎをすることができない特別の事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず、当該財産を取得した課長又は出先機関の長が第50条の規定による財産経営課長への報告の事務を行うものとする。

一部改正〔平成11年規則68号・25年48号〕

### 第3章 **県有財産**の管理

#### 第1節 通則

（財産管理事務の分掌）

第17条 行政財産の管理に関する事務は、各部長の監督のもとに当該行政財産を事務若しくは事業の用に使用する課又は出先機関が分掌する。ただし、別表第4に掲げる行政財産の管理に関する事務は、同表に定める課又は出先機関が分掌する。

2 普通財産の管理に関する事務は、財産経営部長の監督のもとに財産経営課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の管理に関する事務にあつては、当該各号に掲げる課又は出先機関が分掌する。

(1) 別表第5に掲げる普通財産 同表に定める課又は出先機関

(2) 第38条第2号から第6号までに掲げる普通財産 当該各号に掲げる課又は出先機関

(3) 前2号に掲げるもののほか、財産経営部長が定める普通財産 財産経営部長が定める課又は出先機関

3 第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、**県有財産**の管理に関する事務のうち財産経営部長が特に財産経営課が分掌する必要があると認める事務については、財産経営課が分掌する。

4 第2項本文の規定にかかわらず、財産経営課長は、財産経営課が管理する普通財産の管理に関する事務の一部を他の課又は出先機関に行わせることができる。

一部改正〔平成9年規則32号・11年12号・68号・18年16号・22年18号・25年48号〕

(財産取扱主任の設置)

第18条 財産管理者又は財産主管課長は、その所属職員のうちから財産取扱主任を1人以上定めなければならない。

2 財産取扱主任は、**県有財産**の管理に関し、財産管理者又は財産主管課長の命を受け**県有財産**台帳等の管理、**県有財産**の異動報告書等の作成、**県有財産**の現状把握その他の事務を行うものとする。

一部改正〔平成29年規則37号〕

(県有地との境界確認申請)

第19条 神奈川県が所有する土地（環境農政事業用財産及び県土整備事業用財産である土地並びに用途廃止をした環境農政事業用財産及び県土整備事業用財産である土地のうち、財産経営課長が別に指定するものを除く。以下この条において「**県有地**」という。）に隣接する土地の所有者は、**県有地**との境界の確認を求めようとするときは、**県有地**境界確認申請書（第6号様式）に案内図、公図の写しその他財産管理者が必要と認める書類を添えて知事に申請しなければならない。この場合において、申請が代理人による場合にあつては、委任状及び申請者の印鑑証明書を添付しなければならない。

一部改正〔昭和61年規則44号・平成11年68号・25年48号〕

(損害保険)

第20条 建物、船舶その他必要があると認められる**県有財産**について、当該**県有財産**に係る損害を補てんするため、毎年度予算の範囲内において損害保険に付保し、又は法第263条の2に規定する相互救済事業に加入するものとする。

2 前項に規定する事務のうち、船舶、航空機並びに**県有林**、**県行造林**、**水源林**、**優良林**及び**承継分収林**並びに特別会計に属する**県有財産**に係る事務は、当該**県有財産**を使用し、又は管理する課又は出先機関が分掌するものとし、その他の**県有財産**に係る事務は財産経営課が分掌するものとする。

一部改正〔平成2年規則23号・11年68号・19年68号・22年18号・25年48号・令和4年33号〕

(会計換え)

第21条 会計換え（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は一部が適用される事業の会計（以下「**企業会計**」という。）以外の会計の間において、一の会計に属する**県有財産**を他の会計に属する**県有財産**とすることをいう。）は、当該会計の間において、特別の理由があると認める場合を除き、有償として整理するものとする。

一部改正〔平成17年規則116号・令和2年32号〕

(企業会計との受渡し)

第22条 企業会計との間における**県有財産**の受渡しは、特別の理由があると認める場合を除き、有償として整理するものとする。

(**県有財産**の引継ぎ)

第23条 管理換え、用途廃止、公用使用等により**県有財産**の引継ぎをする場合は、引継ぎをしようとする者にあつては**県有財産**引継書（第7号様式）及び関係書類を、引継ぎを受けようとする者にあつては**県有財産**引受書（第8号様式）をそれぞれ相互に交付しなければならない。

2 前項の規定により引継ぎをしようとする場合において、引継ぎをしようとする者は、当該財産について適正な管理状態にした上で**県有財産**引継書を交付するものとする。

3 前2項の規定による引継ぎが完了するまでの間の**県有財産**の管理は、当該**県有財産**の引継ぎをしようとする者が行うものとする。

(県機関への使用承認)

第24条 財産管理者は、県の他の機関の長から **県有財産** 使用承認申請書（第9号様式）により、当該財産管理者が管理する **県有財産** について臨時的な目的又は標識若しくは管類の設置等の目的で使用の申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。

2 財産管理者は、前項の規定により **県有財産** の使用を承認するときは、 **県有財産** 使用承認書（第10号様式）を交付するものとする。

一部改正〔令和2年規則32号〕

第2節 行政財産の使用許可

全部改正〔平成27年規則54号〕

（許可の範囲）

第25条 使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければこれを行うことができない。

- （1）国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益の用に供するために使用するとき。
- （2）電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業を行う団体において、その公益事業の用に供するために使用するとき。
- （3）県の指導監督を受け、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。
- （4）職員、学生、入院患者その他の県有施設を利用する者の利便に供するため、食堂、売店等の厚生施設又は利便施設を設置する目的で使用するとき。
- （5）神奈川県職員の職員団体又は労働組合がその事務の用に供するために使用するとき。
- （6）公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公的目的のために行われる講演会、研究会、公職選挙等の用に短期間使用するとき。
- （7）災害その他の緊急事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間使用するとき。
- （8）県の所有地に隣接する土地の所有者又は使用者が電気、ガス、上下水道等の設備の設置その他生活の用に供するために使用するとき。
- （9）県が取得する建物等の建築工事等を行う場合において、これらの工事用資材置場等の用に供するために使用するとき。
- （10）前各号に掲げるもののほか、財産経営部長が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成11年規則68号・22年18号・25年48号・27年54号〕

（許可の申請手続等）

第26条 使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、財産経営部長が別に定める場合を除き、行政財産使用許可申請書（第11号様式）に位置図、求積図その他当該許可の権限を有する者（以下「許可権者」という。）が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長に申請しなければならない。この場合において、申請者が法人である場合にあつては、定款又はこれに準ずる書類を添えなければならない。

2 使用許可を受けた者が当該許可に係る許可事項の内容を変更しようとするときは、必要書類を添えて行政財産使用許可事項変更申請書（第12号様式）により知事又は出先機関の長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 使用許可を受けた者が当該許可に係る使用期間の満了後において引き続き当該許可に係る行政財産を使用しようとするときは、必要書類を添えて行政財産使用許可更新申請書（第13号様式）により知事又は出先機関の長に申請し、その許可を受けなければならない。

4 使用許可を受けた者が自己の都合で当該許可に係る行政財産の使用を取りやめたときは、必要書類を添えて行政財産使用廃止届（第14号様式）によりその旨を知事又は出先機関の長に届け出なければならない。

一部改正〔平成20年規則73号・22年18号・25年48号・27年54号〕

（承継の許可）

第26条の2 使用許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る権利を承継させるものに限る。）（以下「相続等」という。）があつた場合において、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る権利を承継した法人（以下「相続人等」という。）が引き続き当該許可に係る行政財産を使用しようとするときは、相続人等は、必

要書類を添えて行政財産使用許可承継許可申請書（第14号様式の2）により知事又は出先機関の長に申請し、その許可を受けなければならない。

追加〔平成11年規則12号〕、一部改正〔平成13年規則30号・27年54号〕

（許可の期間）

第27条 使用許可に係る許可権者は、当該許可をしようとする場合において、3年を超える使用期間の許可をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、5年を超えない範囲内で当該許可の期間を定めることができる。

（1）電柱、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）、その他の柱類、共架電線（電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。以下同じ。）、看板、標識、管類及びその附属設備を設置するために使用するとき。

（2）第25条第2号に該当する場合において電線路、管路、軌道等及びその附属設備を設置するために使用するとき。

（3）その他特に理由があると財産経営部長が認めるとき。

2 前項に規定する使用許可の期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号・27年54号・令和2年32号・103号〕

（光熱水費等の負担）

第28条 使用許可を受けた者は、財産経営部長が別に定めるところにより、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、上下水道等の諸設備の使用に必要な経費その他の当該行政財産の使用に必要な経費を負担しなければならない。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号・27年54号〕

### 第3節 普通財産の貸付け

（貸付期間）

第29条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、財産経営部長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1）建物の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けるもの 30年

（2）前号以外の土地及び土地の定着物（建物を除く。）の貸付け 20年

（3）無体財産権（法第238条第1項第5号に掲げる財産をいう。以下同じ。）の利用許諾 15年

（4）建物の貸付け 3年

（5）土地及び土地の定着物以外のもの（無体財産権を除く。）の貸付け 1年

（6）前各号に掲げる場合を除くほか、臨時の設備の設置その他一時使用のための土地及び土地の定着物の貸付け 1年

2 前項の貸付期間は、同項の期間（同項第1号の場合にあつては、10年（最初の更新にあつては、20年））を超えない範囲内で更新することができる。この場合において、同項第6号の場合にあつては当初の貸付けのときから通算して2年を超えることができない。

一部改正〔平成4年規則43号・22年18号・25年48号〕

（貸付料）

第30条 普通財産の貸付料は、財産経営部長（無体財産権（著作権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）並びに商標権を除く。）にあつては、政策局いのち・未来戦略本部室長）が別に定める基準により算定した額とする。ただし、競争入札による貸付けの場合は、この限りでない。

一部改正〔平成21年規則16号・22年18号・110号・24年38号・25年48号・令和3年81号〕

（貸付けの申請手続）

第31条 普通財産（無体財産権を除く。以下この条から第34条まで及び第36条において同じ。）の貸付けを受けようとする者は、普通財産貸付（更新）申請書（第15号様式）に住民票又は法人の登記事項証明書、求積図その他貸付けの権限を有する者（以下「貸付権者」という。）が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長に申請しなければならない。ただし、競争入札による貸付けの場合は、この限りでない。

2 普通財産の貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る貸付期間の満了後において引き続き当該貸付



けに係る普通財産を使用しようとするときは、普通財産貸付（更新）申請書に貸付権者が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長に申請しなければならない。

一部改正〔平成11年規則12号・17年14号・22年110号〕

（貸付け時の用途指定）

第32条 貸付権者は、普通財産を貸し付ける場合は、その用途並びにその用途に供する期日及び期間を指定しなければならない。

（連帯保証人）

第33条 普通財産を貸し付ける場合は、借受人に連帯保証人を立てさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）借受人が国又は地方公共団体その他公共団体である場合
- （2）貸付料を全額前納する場合
- （3）その他貸付権者が特に認める場合

2 前項に規定する連帯保証人は、県内に引き続き2年以上住所（法人にあつては、事務所の所在地）を有する者でなければならない。

（貸付財産の転貸等の申請手続）

第34条 貸付権者は、貸し付けた普通財産の転貸又は賃借権の譲渡の承諾をしてはならない。ただし、貸付権者が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 借受人は、借り受けた財産の転貸若しくは賃借権の譲渡又はその使用目的若しくは現状の変更をしようとするときは、賃借権譲渡（転貸）承諾申請書（第16号様式）又は使用目的変更承諾申請書（第17号様式）若しくは現状変更承諾申請書（第18号様式）に貸付契約書の写しその他貸付権者が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長へ申請し、その承認を得なければならない。

（承継の届）

第34条の2 普通財産の貸付けを受けた者について相続等があつた場合は、相続人等は、速やかに必要書類を添えて普通財産貸付承継届（第18号様式の2）により知事又は出先機関の長に届け出なければならない。

2 第33条の規定は、前項の届出があつた場合について準用する。

追加〔平成11年規則12号〕

（無体財産権の利用の申請手続）

第35条 著作権等を利用しようとする者は、著作権等利用許諾申請書（第19号様式）に利用計画書、理由書その他著作権等の利用許諾する権限を有する者が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長に申請し、その許諾を得なければならない。この場合において、法人が申請する場合にあつては、法人の登記事項証明書を添付するものとする。

2 特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権（以下「特許権等」という。）を利用しようとする者は、特許権等実施許諾申請書（第20号様式）に実施計画書、理由書その他特許権等の実施又は使用を許諾する権限を有する者が必要と認める書類を添えて知事に申請し、その許諾を得なければならない。この場合において、法人が申請する場合にあつては、法人の登記事項証明書及び決算報告書を添付するものとする。

一部改正〔平成11年規則12号・68号・17年14号・19年68号・21年16号〕

（貸付け以外の方法による普通財産の使用）

第36条 普通財産に地上権、地役権その他の用益物権を設定する場合の手続その他の行為は、第31条から第34条までの規定の例により行うものとする。

（行政財産の貸付け又は地上権の設定）

第37条 行政財産の貸付け又はこれに地上権を設定する場合の手続その他の行為は、この節の規定（第33条、第35条及び前条の規定を除く。）の例により行うものとする。

一部改正〔平成14年規則49号〕

#### 第4章 **県有財産**の処分

（処分事務の分掌）

第38条 普通財産の処分に関する事務は、財産経営課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる普通財産の処分に関する事務（財産経営部長が特に財産経営課が分掌する必要があると認めるものを除く。）にあつては、当該各号に掲げる課又は出先機関が分掌する。

- (1) 別表第5に掲げる普通財産（津久井湖園地及び篠原園地に係るもの並びに著作権等を除く。）の処分 当該普通財産の管理に関する事務を分掌する課又は出先機関
- (2) 法第238条第1項第2号から第7号までに規定する財産の処分 当該県有財産の管理に関する事務を分掌する課又は出先機関
- (3) 新営工事に伴い支障となる県有財産の除却 当該新営工事を主管する課又は出先機関
- (4) 建物の除却（延床面積が30平方メートル以下の建物の除却又は除却の工事の請負契約の予定価格が500万円以下のものに限る。） 除却前の管理に関する事務を分掌する課又は出先機関
- (5) 土地又は建物の処分を伴わない工作物及び立木の処分（前号の除却に伴って除却する場合を含む。） 処分前の管理に関する事務を分掌する課又は出先機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財産経営課長が指定する普通財産の処分 財産経営課長が指定する課又は出先機関

一部改正〔昭和61年規則44号・平成9年32号・11年68号・21年16号・22年18号・25年48号〕

（譲渡の申込手続）

第39条 普通財産の譲渡を受けようとする者は、普通財産譲渡申込書（第21号様式）に住民票又は法人の登記事項証明書、関係図面その他普通財産の譲渡の権限を有する者が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長に申し込まなければならない。ただし、競争入札による売払いの場合は、この限りでない。

一部改正〔平成11年規則12号・17年14号〕

（交換の申込手続）

第40条 交換により普通財産を取得しようとする者は、普通財産交換申込書（第22号様式）に交換に供する財産の登記事項証明書、公図の写し、関係図面その他普通財産を交換する権限を有する者が必要と認める書類を添えて知事に申し込まなければならない。

一部改正〔平成11年規則12号・17年14号〕

（処分時の用途指定）

第41条 普通財産を売払いその他の方法により処分する場合において、処分権限を有する者（以下「処分権者」という。）が、その用途を制限する必要があると認めるときは、次に掲げる事項について特約しなければならない。

- (1) 指定する用途及びその変更に関すること。
- (2) 指定する用途に供しなければならない期日及び期間並びにその変更に関すること。
- (3) 指定する用途に違反した場合の契約解除及び処分権者が必要と認める場合の買戻特約に関すること。
- (4) 契約を解除する場合における財産の返還、返還金の利息及び違約金に関すること。
- (5) 契約の解除及び買戻権の行使をする場合の有益費等の取扱いに関すること。
- (6) 実地調査その他処分権者が必要と認める事項

（延納利息）

第42条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第169条の7第2項の規定により売払代金又は交換差金の延納を認める場合は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる率の利息を付して当該売払代金又は交換差金を徴収しなければならない。ただし、公有財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）第4条の規定により時価より低い価額で譲渡する場合及び財産経営部長が特に理由があると認める場合は、この利率によらないことができる。

- (1) 延納を認めようとする財産の譲渡又は交換を受ける者が、国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）その他の特別の法律に基づき設立された法人であつて、かつ、当該財産を営利又は収益を目的としない用途に供する場合 年6.5パーセント
- (2) その他の場合 地方債の財政融資資金借入利率に0.5パーセントを加えた率

一部改正〔平成3年規則53号・13年30号・20年73号・22年18号・25年48号・令和2年79号〕

（担保の種類）

第43条 政令第169条の7第2項の規定により、売払代金又は交換差金の延納を認める場合においては、次の各号のいずれかに掲げるものを担保として徴さなければならない。ただし、同条第3項の規定を適用したものであるときは、この限りでない。

- (1) 国債又は地方債
  - (2) 確実と認める株式、社債その他これらに準ずる権利（株式にあつては、上場されているものに限る。）
  - (3) 土地及び保険を付した建物
  - (4) 確実と認める金融機関の保証
- 2 前項の場合においては、第1号及び第2号に掲げる財産については質権を、第3号に掲げる財産については抵当権を設定しなければならない。

一部改正〔平成3年規則53号・21年16号・22年18号〕

#### 第5章 県有財産の評価

(評価事務の分掌)

第44条 県有財産の取得又は処分に係る当該県有財産の評価及び地上権その他の用益物権を県有財産に設定する場合の対価に係る評価に関する事務は、財産経営課が分掌する。ただし、次の各号に掲げる県有財産の評価に関する事務（財産経営部長が特に財産経営課が分掌する必要があると認めるものを除く。）にあつては、当該各号に掲げる課又は出先機関が分掌する。

- (1) 環境農政事業用財産及び環境農政事業用代替財産の取得に係る評価並びに環境農政局緑政部水源環境保全課長、環境農政局緑政部森林再生課長、環境農政局農水産部農地課長及び環境農政局農水産部水産課長が管理する普通財産の処分に係る評価 当該県有財産の取得又は処分に係る事務を分掌する課又は出先機関
- (2) 県土整備事業用財産及び県土整備事業用代替財産の取得に係る評価並びに県土整備局事業管理部用地課長及び神奈川県住宅営繕事務所長が管理する普通財産の処分に係る評価 当該県有財産の取得又は処分に係る事務を分掌する課又は出先機関
- (3) 工作物及び立木並びに法第238条第1項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に規定する財産の取得及び処分に係る評価（工作物及び立木にあつては、土地又は建物と一体として評価をするものを除く。） 当該県有財産の取得又は処分に係る事務を分掌する課又は出先機関
- (4) 前各号に掲げるもののほか、財産経営課長が指定する県有財産の評価 財産経営課長が指定する課又は出先機関

一部改正〔平成3年規則40号・4年24号・9年32号・11年68号・17年116号・19年68号・22年18号・24年38号・25年48号・28年37号・令和4年33号〕

(事前評価)

第45条 県有財産を取得し、若しくは処分し、又は県有財産に地上権その他の用益物権を設定させようとする場合は、あらかじめ当該財産又はその設定に係る地上権等の対価について評価しなければならない。ただし、無体財産権及び国有財産を取得する場合並びに財産経営部長が別に定めるものについては、この限りでない。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号〕

#### 第6章 県有財産台帳

(財産台帳)

第46条 財産管理者は、その管理する県有財産について、土地、建物、工作物、立木、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利又は不動産の信託の受益権の種類及び財産の分類に従い、県有財産台帳（県有財産の価格その他の県有財産の管理、運用等に必要な事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下「財産台帳」という。）を整備しなければならない。

一部改正〔昭和62年規則20号・平成11年68号・22年18号・25年48号・29年37号・令和2年32号〕

(財産台帳の補正)

第47条 財産管理者は、その管理に属する県有財産について取得、管理換え、用途廃止、公用使用、処分その他の事由により財産台帳の記録事項に異動があつたときは、速やかに財産台帳の補正をし

なければならない。

一部改正〔平成29年規則37号〕

(財産台帳価格)

第48条 財産台帳に登載すべき県有財産の価格については、財産経営部長が別に定めるところによりこれを算定し、又は改定するものとする。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号〕

(使用許可及び貸付けの記録)

第49条 財産管理者は、使用許可をした財産及び貸し付けた財産について、その状況を明らかにするため、使用許可及び貸付けの状況に係る電磁的記録を備え置き、これに記録した事項に異動が生じたときは、その都度修正しなければならない。ただし、その使用許可の期間又は貸付けの期間が1箇月未満の場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和62年規則20号・平成27年54号・29年37号・令和2年32号〕

## 第7章 報告

(異動報告)

第50条 財産管理者は、その所管に属する県有財産について、財産台帳の記録事項に異動が生じたときは、財産経営課長が別に定めるところにより、財産経営課長に報告しなければならない。

一部改正〔平成11年規則68号・25年48号・29年37号〕

(損害報告)

第51条 財産管理者は、その管理に属する県有財産（自然公園、漁港用財産、都市公園、道路、港湾施設その他特別法により管理される公共用財産を除く。）が、天災地変その他の事故により滅失し、又は損傷を受けたときは、財産経営部長が別に定めるところにより速やかに財産経営課長に報告しなければならない。

一部改正〔平成11年規則68号・22年18号・23年17号・25年48号・令和2年32号・4年33号〕

(許可及び貸付けの報告)

第52条 財産管理者は、その管理する県有財産について、使用許可をした場合又は当該県有財産を貸し付けた場合は、財産経営課長が別に定めるところにより速やかに財産経営課長に報告しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により報告した事項に変更を生じた場合に準用する。

一部改正〔平成2年規則23号・11年68号・25年48号・27年54号〕

## 第8章 雑則

(実施細則)

第53条 この規則に定めるもののほか、県有財産の事務の取扱いに関し必要な事項は、財産経営部長が別に定める。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号〕

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(県有財産の事務取扱に関する規則の廃止)

2 県有財産の事務取扱に関する規則（昭和39年神奈川県規則第68号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に受理した目的外使用の許可の申請その他の申請に係る事務及び施行日前行った政令第169条の3第2項の規定による普通財産の売払代金又は交換差金についての延納の特約に係る利息については、なお従前の例による。

4 前項に定めるもののほか、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 旧規則に定める様式に基づいて作成された帳票は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

- 6 この規則の施行の際現に管財課長が管理する著作権等については、管財課長が別に財産管理者を指定する。  
(神奈川県庁内管理規則の一部改正)
- 7 神奈川県庁内管理規則(昭和35年神奈川県規則第29号)の一部を次のように改正する。  
第14条中「県有財産の事務取扱に関する規則(昭和39年神奈川県規則第68号)第20条」を「神奈川県県有財産規則(昭和59年神奈川県規則第40号)第46条」に改める。  
別表区分の欄中「、西田ビル内分庁舎及びシルクセンター内分庁舎」を「及び西田ビル内分庁舎」に改め、同表管理責任者の欄中「県有財産の事務取扱に関する規則第5条第1項」を「神奈川県県有財産規則第17条第1項」に改める。  
(庁舎等防火管理規則の一部改正)
- 8 庁舎等防火管理規則(昭和42年神奈川県規則第6号)の一部を次のように改正する。  
別表管理責任者の欄中「県有財産の事務取扱に関する規則(昭和39年神奈川県規則第68号)第5条」を「神奈川県県有財産規則(昭和59年神奈川県規則第40号)第17条第1項」に改め、同表中神奈川県教育庁組織規則(昭和28年神奈川県教育委員会規則第4号)第16条に規定する教育事務所及び同規則第20条に規定する給与事務所の長が使用する防火対象物の項を削る。  
(使用許可の期間の特例)
- 9 使用許可に係る許可権者は、申請者が太陽光発電設備(これと同時に設置する附属装置等を含む。)を設置するために庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地を使用するときは、第27条第1項の規定にかかわらず、財産経営部長と協議の上、25年を超えない範囲内で当該許可の期間を定めることができる。  
追加〔平成24年規則68号〕、一部改正〔平成25年規則48号・27年54号〕
- 10 前項の使用許可の期間の更新に係る第27条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第9項」とする。  
追加〔平成24年規則68号〕
- 附 則(昭和60年3月30日規則第32号)  
この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和60年10月31日規則第81号)  
この規則は、昭和60年11月1日から施行する。
- 附 則(昭和61年3月31日規則第44号)  
この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和62年3月24日規則第20号)  
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和62年3月31日規則第43号)  
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則(平成元年9月29日規則第97号)  
この規則は、平成元年10月1日から施行する。
- 附 則(平成2年3月31日規則第23号)  
この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則(平成3年3月30日規則第19号)  
この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則(平成3年5月31日規則第40号)  
この規則は、平成3年6月1日から施行する。
- 附 則(平成3年7月30日規則第53号)  
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成3年10月8日規則第65号)  
この規則は、平成3年10月11日から施行する。
- 附 則(平成4年3月31日規則第24号)  
この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、

「 県庁分庁舎	出納局施設課
---------	--------

を

「 県庁分庁舎	出納局施設課
県庁山下町分庁舎	出納局施設課

に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年7月31日規則第43号）

- 1 この規則は、平成4年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けた普通財産の貸付期間の更新については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日規則第23号）

この規則は、平成5年3月27日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第34号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日規則第81号）

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第73号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成6年10月17日規則第170号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第50号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年5月30日規則第67号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第103号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第72号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第32号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月26日規則第109号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第37号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年11月2日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月19日規則第12号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第28号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、〔中略〕平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 5 月31日規則第68号）

この規則は、平成11年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年 3 月31日規則第22号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日規則第30号）

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月29日規則第49号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年10月 1 日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3 月28日規則第43号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 5 月30日規則第99号）

この規則は、平成15年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 3 月30日規則第31号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 1 月21日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 1 日規則第14号）

この規則は、平成17年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月29日規則第116号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月17日規則第16号）

この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。ただし、第17条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第32号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 5 月 9 日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日規則第68号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 5 月29日規則第78号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第18号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月25日規則第73号）

1 この規則は、平成20年12月 1 日から施行する。

2 改正後の第42条第 1 号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則（平成21年 3 月31日規則第16号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日規則第18号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日規則第110号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第17号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月6日規則第63号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用に係る使用料について行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年神奈川県条例第88号）附則第2項第1号の規定によりなお従前の例による場合における当該行政財産に係る県有財産台帳及び使用許可・貸付台帳の様式については、改正後の第26号様式及び第51号様式にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に貸し付けている財産に係る県有財産台帳及び使用許可・貸付台帳の様式については、改正後の第26号様式及び第53号様式にかかわらず、総務局施設財産部長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

附 則（平成24年3月30日規則第38号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月25日規則第68号）

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この規則の施行前にされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可の申請でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについても適用する。

附 則（平成25年3月29日規則第48号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第50号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第54号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月29日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第37号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第14号の改正規定は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則（令和元年5月31日規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第20号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第32号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月20日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月25日規則第103号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



附 則（令和3年3月26日規則第23号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第31号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年10月19日規則第81号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月22日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規則第33号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第10条並びに別表第5の6の項及び7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第31号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。（後略）

別表第1（第8条関係）

受任者	委任事務
1 各出先機関の長	1 工作物、立木及び法第238条第1項第3号に規定する財産（維持管理に著しい経費を要するものを除く。）の寄付受入等（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の取得を伴うものを除く。）に関する事。 2 支出負担行為を伴わない著作権等の取得に関する事。 3 工作物、立木並びに法第238条第1項第3号及び第5号に規定する財産の管理換え（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の管理換えを伴わないものに限る。）に関する事。 4 延床面積が30平方メートル以下の除却を目的とする建物の用途廃止に関する事。 5 土地又は建物の用途廃止を伴わない工作物及び立木の用途廃止（4の用途廃止に伴うものを含む。）並びに法第238条第1項第3号に規定する財産の用途廃止に関する事。 6 工作物、立木及び法第238条第1項第3号に規定する財産の公用使用（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の公用使用を伴わないものに限る。）に関する事。 7 電柱、電話柱、その他の柱類、共架電線、看板、標識、管類及びこれらの附属設備の設置並びに使用面積が3.3平方メートル以下の使用（以下「電柱の設置等」という。）に係る使用許可及び貸付けに関する事。 8 使用期間が1箇月以内の使用許可及び貸付けに関する事。 9 使用許可及び貸付けの更新及び条件変更並びに承継の許可に関する事（7及び8に係るもの並びに使用料及び貸付料を減免するものを除く。）。 10 著作権等の利用許諾に関する事。 11 <u>県有財産</u> の管理のうち、維持及び保存に関する事（軽易な事項に限る。）。 12 支出負担行為を伴わない工作物、立木及び延床面積が30平方

	<p>メートル以下の建物の除却に関する事（財産経営課長が行うものを除く。）。</p> <p>13 法第238条第1項第3号に規定する財産の処分（支出負担行為を伴うものを除く。）に関する事。</p> <p>14 著作権等の処分に関する事。</p>
2 環境農政局に属する出先機関の長及び地域県政総合センターの所長	<p>1 環境農政事業用財産（維持管理に著しい経費を要するものを除く。）の寄付受入等に関する事。</p> <p>2 環境農政事業用財産である建物、工作物及び立木の用途廃止並びに用途廃止後の支出負担行為を伴わない除却に関する事。</p> <p>3 自然公園、歴史的風土保存区域等、県有林、水源林、承継分収林及び土地改良財産に係る新規の使用許可に関する事。</p> <p>4 環境農政事業用財産に係る使用許可の更新及び条件変更、承継の許可並びに自然環境保全センター所長が管理する別表第5の普通財産に係る貸付けの更新及び条件変更に関する事。</p> <p>5 環境農政事業用財産及び環境農政事業用代替財産の取得に係る評価額の決定に関する事（議会の議決を要する取得に係るものを除く。）。</p>
3 県土整備局に属する出先機関の長	<p>1 県土整備事業用財産（維持管理に著しい経費を要するものを除く。）の寄付受入等に関する事。</p> <p>2 県土整備事業用財産である建物、工作物及び立木の用途廃止並びに用途廃止後の支出負担行為を伴わない除却に関する事。</p> <p>3 都市計画道路に係る新規の使用許可に関する事。</p> <p>4 県土整備事業用財産に係る使用許可の更新及び条件変更、承継の許可並びに県土整備局に属する出先機関の長が管理する別表第5の普通財産に係る貸付けの更新及び条件変更に関する事。</p> <p>5 県土整備事業用財産及び県土整備事業用代替財産の取得に係る評価額の決定に関する事（議会の議決を要する取得に係るものを除く。）。</p> <p>6 神奈川県住宅営繕事務所が管理する県土整備局住宅事業に係る<u>県有財産</u>のうち用途廃止をしたもの及び県土整備局住宅事業施行に係る県土整備事業用代替財産の処分に係る評価額の決定に関する事（議会の議決を要する処分に係るものを除く。）。</p>

一部改正〔昭和60年規則32号・61年44号・62年43号・平成9年32号・11年12号・68号・12年22号・13年30号・17年116号・22年18号・25年48号・27年54号・令和2年32号・103号〕

別表第2（第9条関係）

区分	部長	課長
1 各局共通事項	<p>1 工作物、立木及び法第238条第1項第3号に規定する財産（維持管理に著しい経費を要するものに限る。）の寄付受入等（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の取得を伴うものを除く。）に関する事。</p> <p>2 土地及び建物の用途変更に関する事。</p> <p>3 法第238条第1項第3号及び第5号</p>	<p>1 工作物、立木及び法第238条第1項第3号に規定する財産（維持管理に著しい経費を要するものを除く。）の寄付受入等（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の取得を伴うものを除く。）に関する事。</p> <p>2 支出負担行為を伴わない無体財産権の取得に関する事。</p> <p>3 工作物、立木並びに法第238条第1</p>

に規定する財産以外の**県有財産**の同一局内における管理換え（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の管理換えを伴うものに限る。）に関すること。

- 4 法第238条第1項第3号に規定する財産以外の**県有財産**の同一局内における公用使用（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の公用使用を伴うものに限る。）に関すること。
- 5 新規の使用許可及び貸付けに関すること（電柱の設置等に係るもの及び使用料又は貸付料を減免するものを除く。）。
- 6 使用許可及び貸付けの更新並びに条件変更に関すること（電柱の設置等に係るもの及び使用料又は貸付料を減免しないものを除く。）。
- 7 **県有財産**の管理のうち、維持及び保存に関すること（重要な事項に限る。）。
- 8 工作物及び立木の譲渡に関すること（土地又は建物の譲渡を伴わないものに限る。）。
- 9 工作物及び立木の交換に関すること（土地又は建物の交換を伴わないものに限る。）。

項第3号及び第5号に規定する財産の管理換え（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の管理換えを伴わないものに限る。）に関すること。

- 4 延床面積が30平方メートル以下の除却を目的とする建物の用途廃止に関すること。
- 5 土地又は建物の用途廃止を伴わない工作物及び立木の用途廃止（4の用途廃止に伴うものを含む。）並びに法第238条第1項第3号に規定する財産の用途廃止に関すること。
- 6 工作物、立木及び法第238条第1項第3号に規定する財産の公用使用（工作物及び立木にあつては、土地又は建物の公用使用を伴わないものに限る。）に関すること。
- 7 工作物及び立木の教育委員会との引継ぎに関すること（土地又は建物の教育委員会との引継ぎを伴わないものに限る。）。
- 8 電柱の設置等に係る使用許可及び貸付けに関すること。
- 9 使用期間が1箇月以内の使用許可及び貸付けに関すること。
- 10 使用許可及び貸付けの更新及び条件変更並びに承継の許可に関すること（8及び9に係るもの並びに使用料又は貸付料を減免するものを除く。）。
- 11 無体財産権の利用、実施及び利用の許諾に関すること。
- 12 土地境界の承諾に関すること。
- 13 **県有財産**の管理のうち、維持及び保存に関すること（軽易な事項に限る。）。
- 14 支出負担行為を伴わない工作物、立木及び延床面積が30平方メートル以下の建物の除却に関すること。
- 15 法第238条第1項第3号に規定する財産の処分（支出負担行為を伴うものを除く。）に関すること。
- 16 無体財産権の処分に関すること。
- 17 工作物及び立木並びに法第238条第1項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に規定する財産の取得及び

		<p>処分に係る評価額の決定に関すること（工作物、立木及び動産にあつては、評価見込額が1件1億円以上のもの及び土地又は建物と一体として評価するものを除く。）。</p> <p>18 法第238条第1項第1号及び第4号に規定する財産の取得及び処分に係る評価額並びに地上権その他の用益物権を<b>県有財産</b>に設定する場合の対価に係る評価額の決定に関すること（財産経営課長に限る。）。</p>
2 環境農政局関係事項	<p>1 環境農政事業用財産（維持管理に著しい経費を要するものに限る。）の寄付受入等に関すること。</p> <p>2 環境農政事業用財産（建物、工作物及び立木を除く。）の用途廃止に関すること。</p> <p>3 環境農政事業用財産（自然公園、歴史的風土保存区域等、県有林、水源林、承継分収林及び土地改良財産を除く。）に係る新規の使用許可並びに環境農政局に属する課長、地域県政総合センターの所長及び自然環境保全センター所長が管理する別表第5の普通財産に係る新規の貸付けに関すること（電柱の設置等に係るものを除く。）。</p> <p>4 環境農政局に属する課長、地域県政総合センターの所長及び自然環境保全センター所長が管理する別表第5の普通財産に係る譲渡及び交換に関すること。</p> <p>5 環境農政事業用財産及び環境農政事業用代替財産（自然公園、歴史的風土保存区域等、トラスト緑地等、水源林、承継分収林、土地改良財産及び立木に係るものに限る。）の取得並びに環境農政局に属する課長、地域県政総合センターの所長及び自然環境保全センター所長が管理する別表第5の普通財産の処分のうち、議会の議決を要するものに係る評価額の決定に関すること。</p>	<p>1 環境農政事業用財産（維持管理に著しい経費を要するものを除く。）の寄付受入等に関すること。</p> <p>2 環境農政事業用財産である建物、工作物及び立木の用途廃止並びに用途廃止後の支出負担行為を伴わない除却に関すること。</p> <p>3 環境農政事業用財産に係る使用許可の更新及び条件変更、承継の許可並びに環境農政局に属する課長、地域県政総合センターの所長及び自然環境保全センター所長が管理する別表第5の普通財産に係る貸付けの更新及び条件変更に関すること。</p> <p>4 環境農政事業用財産及び環境農政事業用代替財産（自然公園、歴史的風土保存区域等、トラスト緑地等、水源林、承継分収林、土地改良財産及び立木に係るものに限る。）の取得並びに環境農政局に属する課長、地域県政総合センターの所長及び自然環境保全センター所長が管理する別表第5の普通財産の処分に係る評価額の決定に関すること（議会の議決を要する取得及び処分に係るものを除く。）。</p>
3 県土整備局関係事項	<p>1 廃道敷地及び廃川敷地の取得（無償による場合に限る。）に関すること。</p> <p>2 県土整備事業用財産（維持管理に著しい経費を要するものに限る。）の寄</p>	<p>1 県土整備事業用財産（維持管理に著しい経費を要するものを除く。）の寄付受入等に関すること。</p> <p>2 県土整備事業用財産である建物、工作物及び立木の用途廃止並びに用途廃</p>

<p>付受入等に関すること。</p> <p>3 県土整備事業用財産（建物、工作物及び立木を除く。）の用途廃止に関すること。</p> <p>4 県土整備事業用財産に係る新規の使用許可並びに県土整備局に属する課長及び出先機関の長が管理する別表第5の普通財産に係る新規の貸付けに関すること（電柱の設置等に係るものを除く。）。</p> <p>5 県土整備局に属する課長及び出先機関の長が管理する別表第5の普通財産に係る譲渡及び交換に関すること。</p> <p>6 県土整備事業用財産、県土整備事業用代替財産、廃道敷地及び廃川敷地の取得並びに県土整備局に属する課長及び出先機関の長が管理する別表第5の普通財産の処分のうち、議会の議決を要するものに係る評価額の決定に関すること。</p>	<p>止後の支出負担行為を伴わない除却に関すること。</p> <p>3 県土整備事業用財産に係る使用許可の更新及び条件変更、承継の許可並びに県土整備局に属する課長が管理する別表第5の普通財産に係る貸付けの更新及び条件変更に関すること。</p> <p>4 県土整備事業用財産及び県土整備事業用代替財産の取得並びに県土整備局に属する課長が管理する別表第5の普通財産の処分に係る評価額の決定に関すること（議会の議決を要する取得及び処分に係るものを除く。）。</p>
---	---

全部改正〔平成22年規則18号〕、一部改正〔平成25年規則48号・27年54号〕

別表第3（第9条関係）

専決者	専決事務
各出先機関の長	土地境界の承諾に関すること。

全部改正〔平成11年規則12号〕

別表第4（第17条関係）

行政財産	管理機関
県庁本庁舎	総務局財産経営部庁舎管理課
県庁新庁舎	総務局財産経営部庁舎管理課
県庁東庁舎	総務局財産経営部庁舎管理課
県庁西庁舎	総務局財産経営部庁舎管理課
横浜合同庁舎	総務局財産経営部庁舎管理課
横須賀合同庁舎	神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター
厚木合同庁舎	神奈川県県央地域県政総合センター
平塚合同庁舎	神奈川県湘南地域県政総合センター
高相合同庁舎	神奈川県相模原県税事務所
藤沢合同庁舎	神奈川県藤沢県税事務所
総合防災センター	神奈川県総合防災センター
かながわ県民センター	神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター
地球市民かながわプラザ	国際文化観光局国際課
スポーツセンター	神奈川県スポーツセンター
鎌倉三浦地域児童相談所	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所

横浜農業合同庁舎	神奈川県横浜川崎地区農政事務所
水産技術センター	神奈川県水産技術センター
三浦水産合同庁舎	神奈川県東部漁港事務所
小田原水産合同庁舎	神奈川県西部漁港事務所
衛生研究所	神奈川県衛生研究所
厚木保健福祉事務所	神奈川県厚木保健福祉事務所
総合療育相談センター	神奈川県立総合療育相談センター
かながわ労働プラザ	神奈川県かながわ労働センター
横須賀土木事務所	神奈川県横須賀土木事務所
藤沢土木事務所汐見台庁舎	神奈川県藤沢土木事務所
厚木南合同庁舎	神奈川県厚木土木事務所
津久井合同庁舎	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター
足柄上合同庁舎	神奈川県西土木事務所
県西土木事務所小田原土木センター	神奈川県西土木事務所小田原土木センター
横浜西合同庁舎	神奈川県横浜川崎治水事務所

一部改正〔昭和60年規則32号・81号・97号・平成3年19号・53号・65号・4年24号・5年23号・34号・81号・6年73号・170号・7年50号・103号・8年72号・9年32号・109号・10年87号・11年68号・12年22号・13年30号・14年49号・86号・15年43号・99号・17年116号・18年16号・32号・81号・20年18号・22年18号・23年17号・24年38号・25年48号・26年50号・27年54号・28年37号・29年37号・30年34号・令和元年20号・2年32号・3年23号〕

別表第5（第17条、第38条関係）

普通財産	管理機関
1 法第238条第1項第5号に規定する財産（著作権等及び商標権を除く。）	政策局いのち・未来戦略本部室
2 自然公園に係る <b>県有財産</b> （湖尻集団施設地区に係るものを除く。）のうち用途廃止をしたもの並びに自然公園、歴史的風土保存区域等及びトラスト緑地等に係る環境農政事業用代替財産	環境農政局緑政部自然環境保全課
3 湖尻集団施設地区に係る <b>県有財産</b>	神奈川県自然環境保全センター
4 水源林及び優良林のうち用途廃止をしたもの（立木を除く。）並びに水源林事業施行及び優良林の取得に係る環境農政事業用代替財産	環境農政局緑政部水源環境保全課
5 県有林、県行造林及び承継分収林のうち用途廃止をしたもの（立木を除く。）並びに県有林、県行造林及び承継分収林事業施行に係る環境農政事業用代替財産	環境農政局緑政部森林再生課
6 水源林（環境保全分収林を除く。）及び優良林のうち用途廃止をしたもの（立木に限る。）	地域県政総合センター
7 県有林、県行造林、水源林（環境保全分収林に限る。）及び承継分収林のうち用途廃止をしたもの（立木に限る。）	神奈川県自然環境保全センター
8 土地改良財産のうち用途廃止をしたもの及び土地改良事業施行に係る環境農政事業用代替財産	環境農政局農水産部農地課
9 漁港用財産のうち用途廃止をしたもの及び漁港事業施行に係る環境農政事業用代替財産	環境農政局農水産部水産課
10 県土整備局に属する出先機関が管理する <b>県有財産</b> のうち処分することを決定したもの、県土整備事業用代替財産（海老名市中新田に係るものに限る。以下この項において同じ。）	県土整備局事業管理部用地課

及び県土整備事業用代替財産のうち代替財産の用に供さないことを決定したもの	
11 旧相模原開発畑地かんがい東幹線系統水路に係る <b>県有財産</b> 、県土整備事業用財産のうち用途廃止をしたもの、廃道敷地及び廃川敷地（財産経営課長の管理に係るものを除く。）、知事が管理する国道及び旧国道（旧道路法（大正8年法律第58号）第8条に規定する道路をいう。）に係る <b>県有財産</b> 、海老名市中新田に係るものを除く県土整備事業用代替財産（処分することを決定した財産及び県土整備局住宅事業施行に係るものを除く。以下この項において同じ。）並びに海老名市中新田に係るものを除く県土整備事業用代替財産のうち代替財産の用に供さないことを決定したもの（処分することを決定したものを除く。）	県土整備局に属する出先機関
12 県土整備局住宅事業に係る <b>県有財産</b> のうち用途廃止をしたもの及び県土整備局住宅事業施行に係る県土整備事業用代替財産	神奈川県住宅営繕事務所
13 津久井湖園地に係る <b>県有財産</b>	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター
14 篠原園地に係る <b>県有財産</b>	神奈川県横浜川崎治水事務所
15 著作権等及び商標権	取得に関する事務を分掌する課又は出先機関

全部改正〔平成22年規則18号〕、一部改正〔平成23年規則63号・24年38号・25年48号・27年54号・28年37号・令和3年81号・4年33号〕

#### 第1号様式

（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

全部改正〔平成23年規則17号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

#### 第2号様式

（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

全部改正〔平成23年規則17号〕、一部改正〔平成25年規則48号・令和元年15号〕

#### 第3号様式

（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

全部改正〔平成6年規則73号〕、一部改正〔平成23年規則17号・令和元年15号〕

第4号様式及び第5号様式 削除

〔平成23年規則17号〕

#### 第6号様式

（第19条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔平成11年規則93号・令和元年15号・3年80号〕

一部改正〔平成6年規則73号・7年58号・11年12号〕

#### 第7号様式

（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔平成6年規則73号・令和元年15号〕

#### 第8号様式

（第23条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔平成6年規則73号・令和元年15号〕

#### 第9号様式

（第24条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・令和元年15号〕

#### 第10号様式

(第24条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・令和元年15号〕

#### 第11号様式

(第26条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・27年54号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第12号様式

(第26条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・27年54号・令和元年15号・2年32号・3年80号〕

#### 第13号様式

(第26条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・27年54号・令和元年15号・2年32号・3年80号〕

#### 第14号様式

(第26条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・27年54号・令和元年15号〕

#### 第14号様式の2

(第26条の2関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
追加〔平成11年規則12号〕、一部改正〔平成27年規則54号・令和元年15号・2年32号・3年80号〕

#### 第15号様式

(第31条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第16号様式

(第34条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年93号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第17号様式

(第34条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年93号・令和元年15号・2年32号・3年80号〕

#### 第18号様式

(第34条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年93号・令和元年15号・2年32号・3年80号〕

#### 第18号様式の2

(第34条の2関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
追加〔平成11年規則12号〕、一部改正〔令和元年規則15号・2年32号〕

#### 第19号様式

(第35条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第20号様式

(第35条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第21号様式

(第39条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第22号様式

(第40条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)  
一部改正〔平成6年規則73号・11年12号・93号・令和元年15号・3年80号〕